【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年５月２日
【会社名】	新日本製鐵株式會社
【英訳名】	NIPPON STEEL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　宗 岡 正 二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
【電話番号】	（03)6867-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	総務グループリーダー 新 海 一 正
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
【電話番号】	（03)6867-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	総務グループリーダー 新 海 一 正
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西５丁目14番地の１）

１【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成23年９月22日開催の取締役会において、住友金属工業株式会社（以下、「住金」）との間で、平成24年10月１日に当社を存続会社とする合併（以下、「本合併」）により両社が経営統合することを定めた統合基本契約（以下、「本統合基本契約」）を締結することを決議し、同日、同契約を締結したことから、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３の規定に基づき、平成23年９月26日に臨時報告書を提出いたしました。なお、本統合基本契約においては、本合併における対価としての株式の割当比率（住金の株式１株に対して交付する当社の株式の割当比率）を１対０．７３５としておりました。

このたび、当社は、住金との間で、当社を完全親会社、住金を完全子会社とする株式交換（対価としての株式の割当比率を１対０．７３５とするもの。以下、「本株式交換」）を平成24年10月１日に行ったうえで同日に株式、金銭等の対価の交付をせずに本合併を行うことにつき最終的に合意し、平成24年４月27日開催の当社取締役会において決議のうえ、住金との間で、同日、本株式交換に係る株式交換契約と併せて、本合併に係る合併契約（以下、「本合併契約」）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項において準用する同法第７条の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、住金との株式交換契約の締結については、本日、別途臨時報告書を提出しておりますので、そちらをご参照下さい。

２【訂正事項】

１．本合併の相手会社に関する事項
（４）当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係
３．本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容
（１）本合併の方法
（２）本合併に係る割当ての内容
（３）その他の主な本統合基本契約の内容
４．本合併に係る割当ての内容の算定根拠
５．本合併の後の統合会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

３【訂正内容】

訂正箇所は、＿＿（下線）を付して表示しております。

（訂正前）

１．本合併の相手会社に関する事項
（４）当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係
① 資本関係
平成23年３月31日時点で、当社は住金の発行済株式の9.40%に相当する451,761千株を保有しており、住金は当社の発行済株式の4.23%に相当する287,613千株を保有しています。
② 人的関係
重要事項はありません。
③ 取引関係
鉄鋼等の半製品及び製品について、当社と住金との間で売買等の取引があります。

３．本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容
（１）本合併の方法
当社を存続会社とする合併による経営統合といたします。

（２）本合併に係る割当ての内容

合併比率（住金の株式１株に対して交付する当社の株式の割当比率）

	当社	住金
合併比率	1	０．７３５

（注１）本合併により交付する当社の株式数：3,075,306,130株（予定）

（注２）合併期日前日の最終の時における住金の各株主に対し、その有する住金の株式１株に対して当社の株式0.735株を割当て交付します。ただし、当社が保有する住金の株式（平成23年３月31日現在451,761,720株）及び住金が保有する自己株式（平成23年３月31日現在170,122,545株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

（注３）本合併に伴い、当社の株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる住金の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、１株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

（３）その他の主な本統合基本契約の内容

合併契約を平成24年４月に締結し、合併期日（効力発生日）は同年10月１日を予定しております。

４．本合併に係る割当ての内容の算定根拠

別紙１「合併比率の算定根拠等」をご参照下さい。

５．本合併の後の統合会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新日鐵住金株式会社
本店の所在地	東京都千代田区
代表者の氏名	現時点では確定しておりません。
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	製鉄事業（鉄鋼の製造・販売）等

なお、上記の他、本合併に必要な事項は住金と別途協議のうえ決定し、必要の都度、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

（訂正後）

１．本合併の相手会社に関する事項

（４）当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

① 資本関係

平成23年３月31日時点で、当社は住金の発行済株式の9.40%に相当する451,761千株を保有しており、住金は当社の発行済株式の4.23%に相当する287,613千株を保有しています。なお、平成24年10月１日に効力が発生する本株式交換により、当社は住金の発行済株式の全部を取得し、その効力発生を停止条件として、同日に、本合併の効力が生ずることとなります。

② 人的関係

重要事項はありません。

③ 取引関係

鉄鋼等の半製品及び製品について、当社と住金との間で売買等の取引があります。

３．本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

（１）本合併の方法

本年10月１日に効力が発生する本株式交換の効力発生を停止条件として、同日に当社を存続会社とし、住金を消滅会社とする吸収合併を行う方法といたします。

（２）本合併に係る割当ての内容

本合併は、本株式交換の効力発生を停止条件としてその効力が生ずることとしております。本株式交換により、当社は、住金の発行済株式のすべてを保有することとなるため、本合併に際しては、住金の株主である当社に対し、株式、金銭等の対価の交付は行いません。

（３）その他本合併契約の内容

別紙１「合併契約書」をご参照下さい。

４．本合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

５．本合併の後の統合会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新日鐵住金株式会社
本店の所在地	東京都千代田区
代表者の氏名 （就任予定）	代表取締役会長 兼CEO　宗岡 正二 代表取締役社長 兼COO　友野 宏
資本金の額	４，１９５億円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	製鉄事業（鉄鋼の製造・販売）等

以 上

別紙１

合併契約書

新日本製鐵株式会社（以下、「甲」という。）及び住友金属工業株式会社（以下、「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、平成24年4月27日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約に基づく甲乙間の合併（以下、「本合併」という。）は、第3条に規定するとおり、本契約締結と同時に甲乙間で締結する株式交換契約に基づく両者間の株式交換（以下、「本株式交換」という。）の効力発生を停止条件として行う。

第1条（合併の方法）

1．甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として本合併を行う。

2．本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商 号： 新日本製鐵株式会社

住 所： 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

(2) 吸収合併消滅会社

商 号： 住友金属工業株式会社

住 所： 大阪市中央区北浜四丁目5番33号

第2条（合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

甲は、本株式交換により乙のすべての株式を保有することとなるため、本合併に際して、乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第3条（効力発生日及び停止条件）

効力発生日（本合併がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）は、平成24年10月1日とし、本合併は、本株式交換の効力が生ずることを停止条件として、その効力を生ずるものとする。但し、本株式交換又は本合併の手続の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第4条（合併承認総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求める。

第5条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本合併又は本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第6条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月27日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
新日本製鐵株式会社
代表取締役社長　宗 岡 正 二

乙：大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友金属工業株式会社
代表取締役社長　友 野　 宏